

令和2年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和2年6月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
1 0 番	齋 藤 永	1 1 番	寺 嶋 正	1 2 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋 谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は解除されましたが、依然として感染される方もおり、予断を許さない状況です。不幸にも、お亡くなりになられた方には、お悔やみを申し上げます。また、足柄上病院をはじめ、医療関係の皆様、小田原市消防の救急隊の皆様のほか、新型コロナウイルス対策の最前線におられる皆様には、感謝申し上げます。

松田町では、国の新型コロナウイルス対策に合わせて、町独自の感染防止対策、経済対策などを展開しておられること、また、町長をはじめ職員の感染予防を徹底され、行政の停滞もなく運営しておられることに対し、町民を代表して感謝申し上げます。

議員各位におかれましても、自己管理を徹底されている中で、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る5月26日、松田町告示第32号により、令和2年第2回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会では、町新型コロナウイルス感染症対策本部からの町の基本方針により、37.5度以上の方は役場庁舎に入れないことになっており、また、傍聴席は離隔2メートル以上を確保するため、5席としております。また、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して大きな声で発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休

憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など、影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で、必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であります。適宜、各自の判断で、上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

なお、報道機関の神奈川新聞社より、写真撮影、録音、パソコンの使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第2回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
2番 古谷星工人君、3番 内田晃君の両名をお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和2年第2回議会定例会の招集に当たり、去る5月28日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日6月2日から6月3日までの2日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」を、最後の受付番号6号の平野由里子議員までを行います。一般質問終了後に、大会議室において議会全員協議会を開催します。内容は、農業委員会委員の任命、小学校校舎建設事業、教育関連施設の使用料などの説明をしていただきます。その後、議員だけの協議を行います。

本会議2日目の3日は、日程第6「議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」から、日程第20「報告第3号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」までの審議を行います。議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の交付に伴い、所要の改正を行うものですので、即決でお願いします。議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例は、低所得者の第1号保険料の軽減強化を図るため、段階的に第1段階から第3段階までの介護保険料率を国が定める保険料率まで引き下げるための改正ですので、即決でお願いします。議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例については、西平畑公園において、来園者が安全に施設を利用できるように、維持管理に要する財源確保を目的に、持続的かつ安定した施設の運営を図るため、公園条例及びハーブガーデン、子どもの館、自然館の設置及び管理に関する条例の、4つの条例の改正を行うものです。本件は、産業厚生常任委員会が所管事務の調査権により調査をしている事項と関連がありますので、説明の後、質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。議案第33号令和2年度松田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、地方創生推進交付金などの歳入、退職された分団長など7名の退職報償金と同額の基金収入、新松田駅南口駅前広場整備事業に伴う財源補正などをする補正予算です。即決でお願いいたします。

同意第3号から同意第10号、これは農業委員会委員の任命について人事案件ですので、定例会中の議会全員協議会で説明後、議案は当日配付されます。人

事案件ですので、例年どおり質疑、討論を省略の上、即決でお願いします。

報告第1号令和元年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決は取りません。報告第3号の終了後に休憩を取り、休憩中に議会全員協議会、続いて総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催して、付託となった案件や所管事務調査などをお願いします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。委員会終了後、本会議を再開します。各種委員会委員等の諸般報告と、委員会の閉会中の継続審査申出書までを行い、閉会とします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては3件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。以上です。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和2年第2回松田町議会定例会の会期は、本日6月2日、3日の2日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さんおはようございます。西平畑公園のハーブ園が、おもてなしの会の皆様方の御協力によりきれいに整備をされて、色とりどりの花やハーブが咲き誇る今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る5月26日に、令和2年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会を開催させていただきますことを、まずもって御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々の御冥福と、闘病をされている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、感染拡大により、日常的な生活に影響を受けている全ての皆様方にお見舞いを申し上げます。さらに、新型コロナウイルス感染症との闘いの最前線で、昼夜を問わず従事しておられる医療従事者や、保健関係者の方々に深く感謝を申し上げますとともに、敬意を表したいというふうに考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の対策において、政府は危機的な管理上の課題であるとの認識のもと、国民の生命と地域の経済を守るため、総力を挙げて対策を講じております。国内においては、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されました。本町においては、事前の危機管理体制を整えるため、緊急事態宣言前の4月2日に対策本部を設置し、町民の生命及び財産を守り、生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、新型コロナウイルス感染症を拡大させないため、町の基本方針を定め、対処要領の具体化に取り組んでまいりました。

今回は、議長から御指示を賜りましたので、一般的な公務報告等につきましては、お手元に配付をさせていただきました資料での御報告とさせていただきますことを御了承願います。

それでは、これまで行っております、本町の新型コロナウイルス感染症総合対策について御報告をいたします。

4月17日に、議会臨時会において、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対する支援、高齢者や妊産婦の方々の移動手段に係る助成や、オンライン学習の導入など、地域経済及び住民生活への支援として、総額6,000万円の補正予算をお認めいただき、その支援対策に随時取り組んでいるところでもございます。

続いて4月19日から、感染症予防対策として、町民文化センターや寄自然休

養村、移動スーパー「くるまつくん」などで、除菌効果の高い次亜塩素酸を、町民の皆様へ配布をいたしました。その頃お店で売っていない除菌剤でしたので、多くの町民の皆様方に御利用を賜りました。今後も引き続き、希望者に対して配布をしてみたいとも考えております。

次に、神奈川県が主体的に医療体制を構築する「神奈川モデル」の中等症患者受け入れ機関として、県立足柄上病院が重点医療機関に指定され、4月21日に黒岩県知事が足柄上病院の医療現場を視察し、医療従事者への応援と感謝の言葉を伝えるべく出向かれ、その後、本町役場を訪れ、町民の皆様方の御理解・御協力、並びに地域ぐるみのサポートに対する御礼のお言葉を直接申していただきました。本町においては、町民の皆さんや、NPO法人や関係団体、足柄上郡5町で構成される足柄上郡町村会と南足柄市において、感染リスクを負いながら医療機関などで職務され、医療の現場に立ち続けられている方々に対し、民間主導の「あしかみ全力応援プロジェクト」を通じてこれからも応援していくことを、知事にお伝えしたところでもございます。ただ、その一方で、地域医療のバランスが崩れる危険性を考慮し、5月11日に県知事に対し、1市5町の連名で、地域医療体制の維持・調整について要望させていただいた次第でございます。

続いて、国の感染症緊急事態宣言の延長に伴う県の方針を踏まえ、5月4日に本町も、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、外出自粛や感染拡大につながる恐れのある公共施設の休業延長等をお願いすることといたしました。本町においても、新型コロナウイルスの影響が続く中、このウイルスと共存した生活、並びに経済循環を想定し、国から示された指針をもとに、松田スタイルといった新たな生活様式を推進し、町民福祉の増進と住民サービスの維持向上を目的に、持続可能な行政運営に取り組んでまいります。

次に、国の感染症緊急経済対策に伴う家計への支援、特別定額給付金のオンライン申請を、5月9日よりスタートさせ、郵送申請方式においては、5月11日に郵便局へ申請書類を持ち込み、12日以降郵送を行いました。1日も早い家計への支援としてお届けするため、オンライン申請での申請者に対し、神奈川県下で一番早い5月12日に振り込みを開始したところでございます。給付状況

を申し上げますと、6月1日現在で、対象世帯4,892に対し4,398世帯、率に対して89.9%の方が申請を終えておられます。そのうち、97.4%の分の給付が完了しているところでもございます。残り約10%、500世帯の方々については、申請をされていない方になりますので、今後随時必要な対応を行ってまいります。

次に、町独自の事業であります町のマスクの配布については、町社会福祉協議会から2万枚のマスクを寄贈していただき、町で購入したマスクと合わせて約11万枚の封入作業を、町民のボランティアの皆様方をお願いし、また配布を、自治会役員の皆様方の御協力を賜り、長期化する新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、5月16日からマスクを全町民1人に対し10枚の配布を行い、5月26日にはほぼ完了することができました。改めて、自治会役員の皆様方や、地域ボランティアの皆様方に対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

続いて5月19日に、新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う一般会計補正予算（第4号）について、経済活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主に対する緊急支援や、子育て世帯への支援として、町の商品券や飲食券の交付事業、移動販売事業への支援など、歳出事業費総額4,142万3,000円をお認めいただきましたので、その支援対策に随時取り組んでおります。

次に、5月18日から、松田小学校をはじめとする全小・中学校で、全学年でのオンライン学習が始まりました。教育の現場においても新しい学校生活、学習様式を踏まえながら、授業再開後においてもオンライン学習を継続して、子供たちのさらなる教育環境の整備に取り組んでいただいておりますので、今後期待しているところでもございます。新型コロナウイルスの感染拡大への危険性は続いており、生活や経済の影響もどれほどになるものか見通しが立っておりませんが、そうした状況だからこそ、それぞれの環境と、特徴や強みを生かしながら、社会や経済の変化に対応する新しい発想と生活様式をもって、町民の暮らしや気持ちを支え、コロナ後に備える戦略的な政策にも取り組んでいかなければなりません。一日も早く、町民の皆様方や、事業者の皆様方の安

全・安心な生活や経済活動を取り戻すべく、共に力を合わせてこの難局を克服してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方においても、引き続き御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、町の決算関係について御報告を申し上げます。令和元年の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これらの計数を精査の上、監査委員による決算監査を受けるための準備を進めております。未確定ではありますが、令和元年度単純差引合計の形式収支でお伝えをいたします。一般会計の歳入総額は約46億5,000万円超です。歳出総額は44億1,500万円ほどでございます。繰越明許費などの財源を除いた実質収支額は約2億円を見込んでおります。これは主に、歳入では予算にして町税が約5,000万円ほどの増収となるなどの影響によるもので、令和2年度予算における繰越金が1億1,500万円としておりますので、約8,500万円ほどの増額となる見込みでおります。今後は、先ほど申し上げましたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に付して監査委員の意見をいただいた上、第3回定例会に全会計の決算認定の御審議をお願いしたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に付議いたしましたものは、議案第30号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

議案第31号松田町介護保険条例の一部を改正する条例については、消費税率の引上げに合わせて、低所得者の第1号保険料の軽減強化を図るため、段階的に第1段階から第3段階までの介護保険料率を、国が定める保険料率まで引き下げるための所要の改正を提案するものでございます。

議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例については、西平畑公園において、来園者が安全に施設を利用できるよう、維持管理に要する財源確保を目的に、持続的かつ安定した施設の運営を図るため、公園条例及びハーブガーデン、子ども館、自然館の設置及び管理に関する条例の4つの条例について、所要の改正を行うため提案するものでございます。

議案第33号令和2年度松田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金や、地方創生推進交付金などの歳入、退職された消防団分団長など7名の退職報償金と同額の基金収入や、新松田南口駅前広場整備事業に伴う財源補正などを補正させていただくものでございます。

報告第1号令和元年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和2年の3月にお認めいただきました繰越明許について、地方自治法による報告をさせていただくものでございます。

報告第2号令和元年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告については、神山配水池緊急遮断弁更新工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度へ繰り越したため、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

報告第3号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、寄簡易水道施設更新工事について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度へ繰り越したため、同条2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

また、本定例会中におきまして、一般会計補正予算（第6号）として、新型コロナウイルス感染症対策の国の2次補正に伴い、神奈川県より予算追加要望の取りまとめがありました。感染症の拡大防止を図るための補助事業について、追加提案を予定しておりますので、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、この4月1日付で人事異動を発令し、幹部職員の異動と昇格がございましたので御紹介をさせていただきます。参事兼総務兼安全防災担当室長に昇格いたしました工藤義孝君。参事兼まちづくり課長に昇格いたしました高橋英雄君。政策推進課長兼定住少子化担当室長に鈴木英幸君。町民課長兼寄出張所長に川本博孝くん。子育て健康課長に昇格いたしました石渡由美

子君。観光経済課長兼西平畑公園長に昇格いたしました柳澤一郎君でございます。本年度は、この組織体制にて行政運営を行ってまいります。引き続き、協働、連携協力を積極的に進めてまいりますので、議員の各位皆様方におかれましても、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和2年第1回議会定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。議会の放映に向け、本定例会で一般質問の試験録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の試験録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中野博君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 中 野 それでは質問をさせていただきます。受付番号第1号、質問議員第8番 中野博。件名、史上初となる「緊急事態宣言発令」を受けて。

要旨。全世界を震撼とさせている新型コロナウイルス。今まで人類が経験、想定もしなかった事態が猛威を振るい、現代の科学をもっても完全なる対処が見いだせない中、国家を挙げての危機管理対策を講じているが、先が見えないのが現状です。全国の自治体でも、町民の生命・財産を守るための考えられるあらゆる対策を練られており、松田町でもいち早く対策本部が設置されました。

いつ収束が来るのか、町民の不安も増大をしています。予測できない暗中模索の中とは思いますが、今後のさらなる町としてのお考えをお聞かせください。

なお、議員間同士の申合せによりまして、時間短縮を図るため、私の場合は再質問はいたしませんので、よろしく御回答のほどお願い申し上げます。以上です。

町 長 それでは中野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、当町では新型コロナウイルス感染症から町民の生命や、及び健康を守り、生活や経済などに及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、新型コロナウイルス感染症を撲滅するため、国の緊急事態宣言に先駆け、町の基本方針を定め、4月2日には町対策本部を設置し、4月7日に特別措置法第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス緊急事態宣言が発出されたため、町対策本部は特別措置法に基づく対策本部へ移行いたしました。5月25日に緊急事態宣言は解除となりましたが、特別措置法に基づかない町対策本部として引き続き設置をし、新型コロナウイルス感染症総合対策を進めてまいります。

これまでの町の対応ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民生活や中小企業等に甚大な影響が出ていることから、新型コロナウイルス感染症総合対策として、令和2年4月17日に一般会計補正予算（第2号）、及び令和2年5月19日に一般会計補正予算（第4号）により、生活支援、経済対策予算をお認めいただき、現在対応しているところでもございます。

感染症予防対策といたしまして、町、町民を対象とした直接的な支援といたしましては、マスクを1人当たり10枚の配布や、次亜塩素酸の配布、また石けんによる手洗いが推奨されておりますので、いつでも身近に除菌できる場所を確保することを目的に、安心して外出できるよう、石けんの設置・配布事業として行っております。石けんは、アレルギーや環境にも配慮された手洗い用の無添加なものを使い、各施設の蛇口につり下げる、ミカンを入れるオレンジのネットに入れて、公園やトイレ、学校をはじめとした町内施設39か所へ、5月22日に設置をいたしました。今後は、数に限りはございますが、町民の希望者に向けて配布をしたいというふう考えております。

中小企業・小規模事業者等の支援金給付事業につきましては、国の緊急対策

である持続化交付金の対象外となった事業者を支援することを目的に、売上げが前年同月比20%以上50%未満減少した、町内に事業所を有する中小企業等の法人及び個人事業主に一律10万円を給付するものでございます。6月1日から申請を開始しております。

移動販売事業感染症対策拡充分補助事業につきましては、移動販売車利用者が商品を購入する際に、1品20円を負担している分を、生活支援を目的に5か月間に限定して補助するもので、これも6月1日から開始をしているところでございます。

子育て世帯緊急支援事業につきましては、0歳児から高校生以下を養育する世代に対し、家計の負担を軽減することを目的に、町内で利用可能な飲食券や、及び商品券を第1子に2万円分、第2子以降に1万円分を加算し配布するもので、2回に分けて実施を考え、その第1弾として引換券及び利用を、6月10日から予定しております。

子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給している世帯へ、対象児童・生徒1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給するもので、5月12日に該当する580世帯にお知らせを配布済みで、6月11日に児童手当登録銀行口座等へ振り込む予定でございます。

感染症対策商工振興商品券発行事業補助金事業につきましては、既存のプレミアム商品券事業を生活支援と地域内経済の活性化を図るため、発行総額3,600万円、プレミアム20%に拡充するものでございます。6月1日に広報等により周知し、6月8日から電話予約を始め、22日から販売を予定しております。新型コロナウイルス感染症対策として、ごみ収集作業の感染症予防や、外出自粛やテイクアウト商品利用の増加に伴うごみの増加に対応するため、可燃ごみ用の町指定ごみ袋45リットル厚口に変更し、1世帯20枚入りを1パック、2人以上世帯に2パック配布するもので、7月中旬頃を予定しております。

次に、教育委員会の取り組みにつきましてお答えさせていただきます。5月25日をもって国の緊急事態宣言が解除されることを受けて、町立幼・小・中学校は6月1日から、感染症予防と対策を十分に講じながら、段階的に教育活動

を始めております。これまでの休業中に約180万円を投入し、各家庭のインターネット整備を整え、オンライン学習ができるよう、子供たちにとって無理なく学びを保障できるように進めてまいりました。今後の感染状況により、再度休業措置を取らざるを得ない状況になっても、オンライン学習により、子供たちの学びが保障できる体制を整えておきたいというふうに考えております。

さて、今後のさらなる支援策といたしましては、現在町はコロナと共存の中での生活、経済支援といたしまして、国の第2次補正予算を活用し、国が主導している家賃補助、ひとり親家庭や大学生への生活・学業応援支援金給付事業について、町独自の支援策も検討しておりますが、現時点では国の方針等を鑑み対応したいと考えております。

また、そのほかの支援等につきましては、まだ素案の段階でございますが、生活支援として、感染された方の減収に伴う給付金等の支給や、ペットの飼い主が感染した場合のペット預かり費用の支援。子育て世代向けの支援といたしましては、3歳児から小学6年生までを対象とした子供用のマスクの配布。妊娠中から0歳児までを対象とした妊産婦への支援や、子ども成長応援助成金事業といたしまして、図書カードや知能向上玩具購入券などの支給。高齢者向けの生活支援といたしまして、オンラインを利用した高齢者見守り事業や、65歳以上を対象に商品券を配布する高齢者の生きがい向上支援。また、減収になった福祉サービス事業者への支援。経済支援といたしまして、1次産業事業者への給付支援や、お客様の大半が町外の方を対象とした旅館、宿泊業者及びレジャーなど観光事業者への支援。生活・経済支援といたしまして、プレミアム商品券事業の第2弾や、タクシーによる配達支援。医療従事者への感謝を示す青色の花火を打ち上げる鎮魂のイベントの開催。さらには新たな創造・経済対策事業といたしまして、ジビエの加工場の整備事業、森林保全に係る従事者育成事業、旧寄中学校やみやまグラウンド等の新たな利活用を図るなど、寄地区における新たな事業の創出、企業版ふるさと納税の強化や、松田町ブランド品等の開発強化及び販路拡大支援事業などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

こういった取り組みを実施するためには、予算の確保が必要となり、その予

算も限りがありますので、優先順位を考えるとともに、議員の皆様方や町民の皆様方の御理解、御協力が必要となっておりますので、今後もさまざまな生活や経済支援、感染リスク対策についても、皆様に情報を正確に、かつ迅速にお伝えし共有してまいります。国の第2次補正予算の町への配分額が決まり次第、直ちに補正予算の提案をしたいと考えておりますので、その際には改めてお力添えを賜りますようお願い申し上げます、以上、何とぞよろしくお願い申し上げます。終わります。以上です。

8 番 中 野 ありがとうございます。今後のあらゆる災害がやってくるのが想定される昨今でございます。町の職員の皆様方には、多大なる御苦勞があろうかと思われませんが、町民の安心・安全を守るため、今後ともさらなる御尽力のほどをよろしくお願い申し上げます。以上、終わります。

議 長 以上で受付番号第1号、中野博君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少々お待ちください。

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

1 1 番 寺 嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。第2号、11番 寺嶋正。件名、新型コロナウイルス感染症対策及び緊急経済支援策。

要旨。新型コロナウイルス感染者は全国で1万6,000人を超え、収束のめどが立っていません。そこで、次の点について町長の考えを伺います。神奈川県では感染者、5月末では1,370人ほどになっております。

(1) コロナウイルス感染症の防止のため、症状の有無にかかわらず希望する人がPCR検査、ポリメラーゼ連鎖反応法と言いますが、PCR検査を受けられるように、小田原保健福祉事務所足柄上センター管轄内に集合検査場の設置拡大を働きかけること。

(2) 大幅な収入減となった人への上下水道料金の減免。ひとり親家庭一律2万円を支給。今後を見据えた中小業者の休業補償として、(仮称)感染拡大防止協力金を給付すること。

(3) 新たな段階、緊急事態宣言が解除された後の、それから感染第2波に備えた新たな段階での新型コロナウイルス感染防止対策の考え方を伺います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目になります。現在のPCR検査は、重症者の発見と救命、クラスターの発見と対応という2つの目的により実施されております。感染の疑いがある患者さんに対して、すぐに検査を行うことで、感染拡大を早期に食い止めることができます。御質問にあります、症状の有無に関わらず検査を希望する方への検査を実施することについては、早急に検査が必要な方の妨げになってしまうということが危惧されてることから、現在のような検査方式になっております。現在、感染の疑いがある方が検査を受けるには、かかりつけ医または医療関係機関を受診し、主治医が検査を必要と判断した場合に足柄上医師会へPCR検査の予約をすることとなっております。

足柄上地域内でのPCR検査の状況を申しますと、医師1人で1日3人から5人程度であります。待機者はなく、全て予約制で行っております。対象者が多くなり、検査の体制を拡充しなければならない場合は、医師の人数を増やして対応していくというふうに聞いております。今後、町といたしましては、足柄上地域の感染確認者数の推移を確認しながら、1市5町と連携を図り、県や上医師会へ働きかけを行うよう、準備は整えておくようにいたします。

2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。災害など特別な理由により、上下水道料金の納付が困難な者の減免に関する規定が、水道料金は町水道事業給水事業施行規則第22条に、下水道料金は町下水道条例施行規則第15条第2号にそれぞれ規定されております。この条項に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入の減少等により上下水道料金の支払いが困難な事情がある方については、現在担当課に御相談いただき、個々の事情に応じて支払い猶予、減免等の救済措置について、「広報まつだ」号外1号にて発信し、迅速かつ柔軟に対応しているところでもございます。

なお、この取り組みを周知するために、6月に発行予定の松田町水道料金等納入通知書に「新型コロナウイルスの影響により料金の支払いが難しい場合は御連絡ください」と一文添えております。この上下水道料金の減免については、全国の複数の自治体により行われており、当町においても4月初めより支援策の一つとして検討しておりましたが、施設の老朽化や維持に対する必要な経費程度の使用料金の設定となっていることから、ほかの支援を強化することを優

先し、これまで見送ってまいりました。今回御提案いただいたように、今後を見据え、必要な策を直ちに実行できるよう準備だけは整えておきます。

次に、ひとり親家庭への一律2万円の支給ですが、現在松田町内のひとり親世帯は約115世帯、子供は約160人のうち、児童扶養手当受給世帯は74世帯、子供102人となっております。ひとり親家庭に行われる支援事業は、国の制度として所得制限等がありますが、児童手当と児童扶養手当、両方の支給があります。国の第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、今後児童扶養手当受給世帯に臨時給付金として5万円の支給、第2子以降は3万円が加算され支給される見込みでございます。医療費については、親も対象となるひとり親家庭等の医療費助成の制度もあり、経済的な理由により就学が困難な小・中学校の児童・生徒に対して、学用品、給食費、修学旅行費を援助する就学援助費制度を実施もしております。

また、今回町独自の事業といたしまして、ひとり親家庭世帯に限らず、子育て世帯全体への支援を行う子育て世帯支援事業として、0歳から高校生までを対象に、第1子だけの世帯には2万円分、第2子からは1万円分を加算し、飲食券と町商工振興会商品券を配布いたします。

このように、ひとり親に対する支援は、国・県とともに手厚く行われておりますので、町といたしましては、ひとり親世帯に限らず、子育て世帯全体に対して生活支援を手厚く行っているところでもございます。ただし、今後の状況により、急を要する場合には直ちに追加支援策ができるよう、準備を整えていくようにしておきます。

続きまして、今後を見据えた中小企業への休業補償、感染拡大防止協力金の給付することについてでございます。このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、経済的な側面から打撃を被っているのが、中小企業や個人事業主であります。事業存続の危機にある事業者を支援するため、国は前年度対比50%以上減少した中小企業等へ200万円、個人事業主等へ100万円を上限とした持続化給付金を、また、雇用の存続においては特例として助成率を引き上げた雇用調整助成金によって、過去を見ない手厚い支援を展開されておられます。また、神奈川県においても緊急事態宣言に伴う休業自粛要請に協力した事業者

等へは、第1弾として最大30万、対象を拡大した第2弾として10万円の感染症拡大防止協力金を支給されております。

町といたしましては、こういった国・県の支援と併せて、5月の臨時議会では、国の緊急経済対策である持続化給付金の対象外となった事業者を支援することを目的に、中小企業・小規模事業者等支援金給付事業として、売上げが20%以上50%未満下がった事業者に対し、一律10万円の給付を行う補正予算を認めていただきました。

本町の支援に関わる取り組みは、地域の実情に合わせて国や県の協力金では救済が難しく、またスピードを要するものなど様々な理由や状況に合わせた対応が必要となり、一律給付という手法も肝要であると重々に承知しておりますが、今後の地域経済の巻き返しを考えますと、地域内での消費をいかに喚起して生き残っていくのかに力点を置いているところでもございます。現在では、5月25日に緊急事態宣言が解除され、自粛要請も解かれている状況にありますが、直ちにコロナ以前と同様な客足が戻ることは、容易に期待することはできませんし、第2波が起きることへの備えも必要です。仮に第2波や感染が急拡大するような事態に陥った場合としては、その時点で状況に応じた準備として、一律給付金なども含めた必要な支援策をも整えてまいりたいというふうにも考えております。

3つ目の御質問にお答えさせていただきます。新たな段階での新型コロナウイルス感染症防止対策についての考え方ですが、国の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日に解除され、神奈川県も5月27日に全ての業種について、条件付きで解除されました。これに伴い、町では町民の皆様新しい生活様式、松田スタイルとして、国・県から示された各場面での生活スタイルをお示しし、また、松田町独自の取り組みを推奨してまいりたいと考えております。新たな取り組みの一つといたしまして、ウォッシュチャレンジとして、町の公園、トイレ、学校などの公共施設の蛇口に、ミカンネットに入れた固形石けんを設置し、手洗いを行えるよう呼びかけております。また、希望される方々に、次亜塩素酸水や石けんの配布等を行い、感染拡大防止を呼びかけるなど、新たな対策にも取り組んでまいります。以上でございます。

す。

11番 寺 嶋 回答ありがとうございます。かなり具体になっておりますので、再質問は簡単にさせていただきたいと思います。

まず1番目のPCR検査等ですけれども、全国では緊急事態宣言解除されましたけれども、その後ですね、東京とか神奈川県でもね、連日感染者が出ておりますし、また特に福岡の北九州市では、1週間で相当のね、80人とか90人以上、そういうことで、かなりの感染者が出ております。これは院内感染が結構増えてるといような状況でね、第2波ではないかなということも言われておりますけれども、まずはそういう状況を踏まえた中でですね、軽症者、症状のない感染者からも感染が広がるという、この新型コロナウイルスの特徴です、持っています。あとは感染になった方の思いがもちろんあるんですけども、その濃厚接触者といいますか、そういう方を通してね、感染が広がるということもありますので、この今現在足柄上地区でね、PCR検査、行われておりますが、県や小田原保健所と連携しまして、このそういうことでね、こういう方々に対してね、重症化しないように、PCR検査を抜本的に強化していただく。こういうことが肝心だと思いますので、再度ですね、町長に働きかけと、今の状況についての見解を伺います。

町 長 今現在ですね、足柄上医師会の皆さん方の御協力をもって、PCR検査のほう、やっていただいております。今の現状の鑑みたところ、医師会の先生たちの御協力も頂きながら、やっぱりどうしてもキャパシティー的なところがあって、全体でその対象者を増やすといったところは、お考えにはあられるようですけれども、まだその体制が整っていないというのも現実です。ですから、まずは無症状の状況であって、なかなか、ここにいるメンバーの中でもひょっとしたらというの也被られるというのは、もう我々も今の状況を、全国的な状況を見ますと考えられますので、そこの辺りは1市5町連携をしてですね、医師会の皆さん方ともお話をさせた上で、必要な対応を取っていくというふうにしていかないと、何ですかね、変な圧力をかけて、医療従事者の方々に御負担をかけるということだけは避けながら、御相談をさせていただけるときにはしていきたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 分かりました。ただ、今、町長が言ったようにですね、医療従事者または医療機関へのその物資等もね、金銭も含めまして、やっぱりそういう体制がですね、なかなか伴わないといいますか、やっぱり不足している。人員もその、ガウンとかフェイスシールドとか。そういう感染防止対策の、やっぱり全体的にはですね、まだ不十分なところがあるということですね、そういうことがやっぱり国としてもね、医療関係へのもっとですね、金銭も含めた抜本的に援助をするということが肝心だと思います。

それですね、足柄…1市5町のほうでは、2市8町ね、県西地域では、小田原、5月13日は足柄上PCR検査場が開設されてましたよね。それから、5月20日には、小田原のほうでは予約制PCRセンターっていうのが何か開設されたようなんですけども、そういう状況が分かればお知らせさせていただきたいと思います。

ただ、新聞等によりますと、一応週3日ぐらい何か稼働、診察日ですか、診療日、設けているということなんですけども。そういうことで、仮に1日5人やったとしても15人ということなんですけども。神奈川県の方では、まだPCR検査を受けた人がね、922万人、人口がいますけども、神奈川県はね、1万五、六千人ぐらいの人がPCR検査を受けたというふうに新聞等にも発表されておりますけれども、そういう中でまだまだね、やっぱりPCR検査等がね、本当に数自体がまだ今の状況に不足してるということもありますので、そういうところで、ぜひですね、再度呼びかけていただきたいと思います。

あとは、抗原検査も何かできるようなこともありますので、この抗原検査等に対する考え方とか、あとは国・県への要請などをね、求めたいと思いますけども、町長のほうの考え方はいかがでしょうか。

町 長 一発目だから、デビュー。デビューしていいですか。

子育て健康課長 まず最初に、足柄上地区のPCR検査場についてですが、お話にございましたように5月13日に開設しております。場所については、患者さんのプライバシー保護のために非公表となっております。開設は毎週月・水・金、月曜日・水曜日・金曜日の13時から14時。ちょうど地域のお医者さんの休み時間に行われております。ドライブスルー方式ということで車に乗っての検査になります。

こちらに検査をされたいという方は、まず足柄上の医療機関のほうに受診していただき、そこでかかりつけ医または医療機関の方がPCR検査が必要と認められましたら医療機関のほうから上の医師会に申込みされます。そこで、先ほど申しあげました月曜・水曜・金曜日の中で空いている時間に予約をして受けることになっております。

ただ、最近では、ようやく高台病院のクラスターも落ち着いておりますので、今は受診される方も少なくなっていると聞いております。5月22日現在では、検査をされた件数が22件ございまして、その中で陽性反応があった方は1件だけでした。この近辺での小田原市立病院、高台病院のクラスターについては病院内での検査をされております。そこで病院関係者に陽性が出た場合、濃厚接触者として御家族とかそういった同僚の方の検査は病院で行われております。そこからまた疑いのある方については、先ほど申しあげましたドライブスルー方式の検査場での検査になったようです。そこで陽性反応をされた方が1件あったと聞いております。小田原のほうについては、ドライブスルー方式ということで、やはり場所についても非公表となっております。大変申し訳ございませんが、それ以上ちょっと詳しい情報は今手元にはございません。

それと、抗原検査、抗体検査についてですが、まず抗原検査については、5月13日に保険適用はされております。ただ、こちら、ウイルスが体内にどうかの検査になりますが、PCR検査に比べましてウイルスの量が少ないとなかなか陽性反応が出ないという欠点がございます。ですから、例えばクラスターがあった場合、いち早くその陽性反応がある方を調べるときには、まずこの抗原検査を行って陽性者を確定する。陰性の方についても、偽りの陰性、偽陰性の可能性があるので、その後PCR検査を受けると聞いております。

また、6月1日から国が行っております抗体検査もございしますが、抗体検査については、過去にかかったかどうかの確認をする検査となっております。ただ、こちらは、まだ国内で市販されているものは研究用の試薬とか開発中のものと、やっぱり一定多数の検体を用いて評価しないとなかなか難しいと聞いております。国が6月1日から行います1万人規模の検査については、アメリカで承認された試薬をもとに測定機器を使われるようですが、こちらについては

どの程度の方が感染したかを推計するための調査というふうに聞いております。

このように、まだまだ抗体検査や抗原検査については、なかなか明確に検査対応できるものではなく、やはり最後はPCR検査となりますが、PCR検査については、先ほど町長が申し述べたように、その場で本当に必要な方の検査となっておりますので、望む方が全て受けられる状況ではございません。以上でございます。

11番 寺嶋 それでは、(2)番と(3)番を一緒にですね、1つずつ伺います。まず、感染防止協力金のことなんですけども、これはですね、再び県が緊急事態宣言が出されるとか、それから、神奈川アラートが発動されて警戒態勢になった場合等ですね、やっぱり町として中小業者への休業等ね、補償として、そういう感染拡大防止協力金を出すことも考えなければならないと思います。

それから、回答がありました第2波、仮にですよ、第2波や、感染が急激に拡大するようなことになった場合ですね、その時点に応じた準備として一律の給付型などを含めた必要な支援策を整えていきたいと、おきたいということなんですけども、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。お伺いいたします。

それからですね、3点目のその関係では、蔓延対策というのはほとんど分かりましたけども、イベント自粛の段階的な解除ということで、町のホームページ等では、一定程度のイベントの開催に当たって、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するように主催者に慎重な対応を求めるということで、中規模以上のこのイベントについてですね、どのようにね、町としてこれから取り組んでいくのかということをまずお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

観光経済課長 ただいま2点御質問を頂戴しました。1点目の、まず今後またその急拡大、第2波、こういった事態に陥ったときの一律の考え方でございますが、今現在は、はっきりこの形でじゃあ幾ら、対象はどうだといったものは、明確なものはありません。ただ、考え方としましては、近隣でもですね、この県の協力金と連動した形で給付する形のものがございます。ひとつそこら辺は参考になるのかなということで、スキームはそのときにその事態に応じて御検討させて

いただきたいと考えてございます。

2点目、イベントの自粛の関係でございます。まずですね、御案内のことと存じますが、観光まつりも中止ということで、今年は非常にイベント厳しいのかなというふうに考えております。まず、そのイベントをこれからやるに關しましては、町のほうとしてしっかりガイドラインを今定めております。これは、施設の開放等も含めて、それぞれ町の大きいガイドラインに基づいて個別のものを定めておるものでございますが、町としまして、そのイベントに關してもですね、そこら辺をしっかりと整理して、この感染予防がしっかりとできるという中で開けるものと考えておりますので、これがセットで動くものというふうに考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋 最後に、まつだ観光まつりはね、中止ということで早々となっておりますけれども、自治会等では、8月にはね、恒例ですと夏祭り等が行われる予定になっておりますけれども、こういうイベント自体もですね、県による第2ステージといえますか、ステップでは中止せざるを得ないのかなと思うんですけども、この自治会の夏祭りに対しての対応は、町としてはどのようにされるかをお伺いをしまして、質問を終わります。

町 長 今の御質問についてお答えをさせていただきます。基本的にその自粛要請というもともとのその原点を考えると、うつさない、うつらない、要はその自分自身を守らなきゃいけないことがあると思うんですね。これは全てのイベントに対してもそうだと思います。今回の神奈川県知事が出された、その業種別でやるということではなくて、しっかりとそのルールを守ってやるべきものについては制限はかけないというふうに言われて、私はその意見に賛同している側です。ですから、この夏祭りだけに関せずですね、ほかのイベント等についても、その現場現場の状況もありますけれども、そういった認識をしっかりと持った中で対応策を練っていただきたいと思います。例えば、検温をするといったときに、すごいいっぱい人が来るときにどうするのとかっていう話があるかと思いますが、それも可能な限りやはりお互いが守り合うということが大切ですから、じゃあそのときの検温の機械はどうするのっていったら町からお貸しするとか、そういったことも考えながら、主催者の方々とですね、そのガイドラインに沿

った中でその現場現場の対応をしながら、とにかく必要以上に自粛を求め過ぎないような格好で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(「ありがとうございました。」の声あり)

議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第3号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 受付番号第3号、質問議員、第5番 田代実。件名、感染症対策事業における家賃支援について。

要旨。新型コロナウイルス感染症対策事業として、去る4月17日の臨時会において、松田町一般会計補正予算(第2号)で6,000万円の事業費が可決されました。この事業は当町独自のもので、町民の生活と地域経済を守るために、他の自治体に先駆けてのスピーディーな対応は、走りながらの作業であったと推察します。そのようなことから、補正予算のうち700万円が予備費に計上され、その後の状況により対応するとのことでしたので、売上の激減した商店街等のテナント入居者に対する家賃の支援について、町長のお考えを伺います。よろしく申し上げます。

町 長 田代議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、当初より国において様々な支援策が取り出されておりましたが、私といたしましては、一刻の猶予もなく3月中旬頃から新型コロナ禍による町内の生活や経済への影響が広がるのではないかと危惧している中、危機感を抱き、その時期に必要な考え、必要な支援策として検討を重ね、急遽でありましたが、4月17日に第1弾として、また5月19日に第2弾として、臨時議会へ町独自の生活・経済支援策の補正予算を計上し、お認めいただいたところでもございます。

コロナ禍の当初より取り上げられていた固定経費である家賃の補助については、現在国において売上が大幅に減少した事業者にも最長6か月間、毎月最大50万円の家賃補助を行う給付金制度、仮称ではございますが、特別家賃支援給付金を第2次補正予算にて審議される予定であります。制度の詳細がいまだ決定されておりませんが、毎月の家賃の3分の2を最長6か月間補助となり、中

小企業は最大300万円、複数店舗がある場合は600万、個人事業主は最大150万円を上限とするスキームが示されております。また、ハイブリッド型と称し、日本政策金融公庫などによる実質的な無利子融資、民間金融機関の制度融資などを家賃向けに積極化するという情報もございます。

さて、ただいま申し上げました国の支援策が予定されている中、町内商店等において、事業所等を賃貸されているテナント数を確認いたしますと、試算ではありますが、約110件と把握しております。また、事業者が負担されている家賃の相場に関しましては、これも立地、面積、物件によって大きな違いがございますが、例えば、駅周辺に所在し面積が20坪程度であれば約12万円と想定しております。なお、テナントに入居している約110事業者の中には、直接的な打撃を受けている飲食店が多く含まれており、売上げ減少率が単月で50%を超える可能性も高く、その場合は特別家賃支援給付金の活用が十分に可能なものと思料いたしております。

こうした現状を踏まえ、まず、町内事業者の皆様の声に耳を傾けることはもちろんのこと、特別家賃支援給付金など、国の支援策に係る情報を迅速に収集、分析し、その効果がどのように発揮されているのかを見極めながら、さらに松田町では、事業者の8割程度と推定しております事業所を自己所有されているオーナー事業者の方や、改装や物件維持のためローンの返済に苦しんでいる方々などのケースも念頭に、バランスがとれているのかなどを勘案した上で、満遍なく全ての方を対象とするところまではいきませんが、まずは困っておられる方々を対象に、可能な限りスピード感を持って、必要なときには予備費を使わせていただくなど、すぐに対応できるよう準備だけは整えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 それでは、2点ほど質問をさせていただきます。まず1点目、今、後段で、事業所を所有されるオーナー事業者、この方が物件維持のためのローンに苦しまれていると、その辺についても配慮というふうなお話があったんですけれども、4月の17日に補正予算計上されました。その中で、地域経済活動を守るためのセーフティーネットの強化ということで、経営安定緊急融資制度に要する経費、これについては利子補給、信用保証料補助、経営安定緊急融資預託金と、

このようなものが2,650万ですか、盛り込まれました。それと、2つ目として、中小企業・小規模事業者等緊急支援補助事業500万、ウ、その次に小規模事業者経営改善利子補助ということで、3点ほどの支援策が盛り込まれてます。今のこのローンの関係については、この3種類の、私、融資制度等をお話ししたんですけど、これで対応できているのか、できていないのか、まずその辺についてお答えをお願いいたします。

観光経済課長 それでは、お答えをさせていただきます。ただいま御質問ありました3点、4月の第2号の補正でお認めいただいた関係でございます。まず、町独自の融資制度、こちらに関しましては運営面ということで、当然に固定費の中で必要なこういった、例えばローン、こういったものでお困りの部分に関しましては対応ができるものと考えてございます。2つ目の中小企業・小規模事業者緊急支援補助金につきましては、こちらは、国・県の様々な支援制度がございますが、その中でどうしても救い切れない、特にこのコロナの影響をかぶってですね、利用者がゼロになるような、そういった分野に関してですね、そちらに関しての補助を考えているものでございます。こちらの内容について…（「もっと簡単でいいよ。ローンに対応できるのはどの融資金かだけでいいよ。」の声あり）それでは、一番最初に申し上げた町の制度融資でございます。

5 番 田 代 ローンの関係については、今の現況の対応としては、1つ目の経営安定緊急融資制度、これである程度利子補給、信用保証料の補助、こういったもので対応していると、そういうことでよろしいわけですね。はい、分かりました。

町 長 その、今、住宅ローンとかを…住宅ローンというか、すみません、改装したときのローンとか、そういったものについては、固定経費として出ていっちゃうものですから、恐らく、何ですかね、なので、それがやっぱり支払いが難しいということになって、初めて銀行さんにお金を借りに行って、借りに行くという行動を起こして、そこで借りたお金に対する利子補給とかというのがこの予算で見るとはなんですけども、そこに借りに行かなかった人、借りに行かなかった人は、その人の分も、ただ自分たちでローンを払ってます。その方々は、じゃあどうするのというふうなこともあったので、先ほどちょっと話をした話なので、その改装ローンの分については、あくまでも固定経費の分は借りた

人に対しては見るけど、そうじゃない人は見られてないというふうなちょっと整理をしたほうがいいと思います。以上です。

5 番 田 代 ただいまの回答の件で、私、お話ししたいのは、今これを融資を受けている方、または受けてない方、それは当然理解いたしました。一番大切なことは、そのローンは自分のものになっていくわけですね、資産が。ですから、私はやっぱり今の融資の関係、信用保証料、利子補給、その辺までかなという感じがします。

これについては、2点目でね、お話しいたしますけれども、国の家賃支給給付金ですか、これについては町長が前半の部分でお話しされた内容、これについては、5月の27日、ニュースで一斉に報道されました。翌日の5月28日、新聞に掲載されました。その内容が、町長がお話しいただいた、回答いただいた内容だと思います。私、これが出るまでずっとかなりこのことはチェックしてたんですけども、やはり家賃補助というのは、町独自の制度ではなくて、国の制度に乗るのが一番よろしいのかなと。特に国の制度に乗かって一般財を上乗せするという私は考えで発言しているんですけども、その場合、一般財を投入するので、支給の根拠、これが明確にする必要があると考えます。皆様から頂いた町税を使う面でしっかりと説明していくには、ある程度の説明責任も必要なんですけれども、そういった中でしっかりこういう方に補助したよと。そこで私の提案なんですけど、今あるその国の制度、家賃支給給付金2億…2兆か、2兆242億円が今、国のほうで計上するという話なんですけど、その一部が松田に流れてきたら、この国庫給付金に町の町単分を上乗せする、それもやっぱり多額の額は無理だと思います。10%ぐらい上乗せすると、例えばそういうふうなことで広く支援していくと、このように私は考えるんですけども、町長、いかがでしょうか。

町 長 先ほどおっしゃるように、基本的には財源の確保が必要になるということで、この国の制度自体がですね、今、まあはっきりはまだ申されていないんですけど、まず3分の2は国が出す。あと3分の1については、今後発出されるだろうという地方創生といいましょうかね、その辺の交付金関係でも見てもいいよと言われていたところもあります。ただ、そこはもう全体のバランスを考えなきゃ

いけないので、なるべく国の家賃に乗りたいたんですけども、その中でもプラスして今検討している素案です、あくまでも。素案ですけども、例えば、上限を10万円にして、今のその家賃を払っている方々の4分の1をベースにして、そのどちらか少ないほうをお支払いを2か月分とかというふうにするだとかですね、あとは、その減額が劇的に、もう激減したというふうなところで言うと、その激減というのはどこまでが激減というのかなというのは、国は50%という線がありますが、じゃあ町はどのラインを、20%にするのか、30%にするのかということで、全体の予算の中からある程度うまく振り分けもしなきゃいけないので、今そういったことを検討もしているところでもあります。いずれにしても御提案いただいたように、やはり家主さんのそういった収入が逼迫すると、借り手も…借り手と申しますか、借りている方々とのバランスもとれなくなるので、町としてですね、先ほど言った数の方々が対象者になりそうなところもありますので、しっかりとした支援ができるよう準備をしまいたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 お答え、ありがとうございます。確かに財源がある程度限られてますのでね、国が行うのに対して、ある程度町でできる可能な限りの支援、国の場合だと6か月ですけども、予算の範囲で3か月でも2か月でもいいと思うんですよ。やはり町として少しでもという上乗せ支給、そのようなことを平等性を持った中で、ある程度のスピード感を持った中で対応をお願いいたします。以上については要望です。終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時40分から再開します。 (10時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時40分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、新型コロナウイルスの影響を受けている生活困窮世帯にフードバンクの活用を図ることについて。

要旨。新型コロナウイルスの影響で、収入が減り生活が困窮している家庭に、フードバンクを活用し、食品の提供の支援をしていく必要があると考えます。そこで、次のことを伺います。

(1) 現在、町社協ではフードドライブ（生活困窮者に提供する食料品の寄附の受付）事業を行っていますが、町社協とは別に安全に食べられる食品を企業や一般家庭から寄贈を受けて、食料等を必要とする困窮家庭に対して無償で提供するフードバンク事業を、県西2市8町を中心に展開しているNPO法人があります。当町として、町と社協が当該法人と連携し、幅広く食品の提供ができる体制を整える必要があると思いますが、お考えを伺います。

(2) 生活困窮世帯にスムーズに食品を提供するためには、どのような周知の工夫が必要と思われるか、伺います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、質問の要旨でございますフードバンク活動とは、一般的にどのような定義がなされているのかを申しますと、賞味期限が近かったり、品質には問題がないものの包装不備などで市場での流通が困難になり商品価値を失った食品の提供を原則として無償で受け、児童施設入居者の方やNPO団体等を通じて生活困窮者の方に供給する活動で、賞味期限切れなど品質に問題のある食品は対象としないとされておりまして。一方、フードドライブとは、企業や家庭などで余っている食品を持ち寄りフードバンクなどに提供する活動という定義がされています。また、生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者を言う定義されておりまして。

それでは、1つ目の御質問にお答えさせていただきます。議員の御質問の中にあるNPO法人でございますが、以前は旧松田土木事務所にある創生推進拠点施設内に事務室がございましたが、手狭になったということから、現在は小田原市西大友に移転されたNPO法人報徳食品支援センターのことをおっしゃっていただけるのかと存じます。当該NPO法人の活動といたしましては、冒頭

で申しあげましたとおり、企業や個人の方からの賛同を得て、ある程度保存のきく食品を一時的に保管しておき、求めに応じ、障がい者施設や児童養護施設、またはホームレス支援団体などに提供していると伺っております。

一方、社会福祉協議会で行っている取組は、主に緊急で支援が必要となる方、例えば、今日、明日にでも預貯金が底をつき生活保護受給などの利用に向け手続中だが、当面の間のつなぎとして一時的に食料を必要としている方向けに提供するといった活動を行っており、それぞれ社会的役割を担っていただいているところでもございます。

NPO法人からは、これまでのつながりがあるということから、食料の提供については御協力いただけるとおっしゃっていただいておりますので、今後、町がパイプ役を担うことで、お困りになっている方々の手元に支援が行き届くよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の質問にお答えをいたします。行政や社会福祉協議会、NPO法人が提供できる支援の形は様々ではありますが、対象となる方たちが何らかの方法で支援の内容をキャッチすることができなければ意味のないものとなります。サービスの情報をいかに効率よく受け手に届けるのかが大切な考えだとの立場から、従来町の広報やホームページ、民生児童委員の方々の見守りを通じて、周知はもとより、今回の新型コロナウイルスの影響で介護や失業によって生活困窮に陥る方が増加することも想定される中、役場や社会福祉協議会に相談に来られる前の段階、例えば、職をお探しされている時点を想定すれば職業安定所に案内を置くなど、様々なタイミングで周知していくことが重要かと考えているところでもございます。

今回、新型コロナウイルスによる社会・経済の混乱は、多くの生活困窮者を生み出すおそれがございます。町といたしましても国・県の動向を注視しつつ、町社会福祉協議会やNPO法人の方々の皆様方のお力をお借りしながら、生活困窮者の方々が安心して暮らせるようしっかりと周知してまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

7 番 南 雲 前向きな御回答、御答弁いただきまして、ありがとうございました。今まで社協だけで行っていたような部分もあったので、とてもうれしく思います。

フードバンク事業は、食品ロス削減を図る上でもとても有効とされています。令和元年5月24日、食品ロス削減推進法が成立しました。まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスが問題となっています。町としても毎年啓発を行っていると同様です。京都市では、京都大学とともに毎年、年に一度、約1か月間にわたって家庭ごみの中身の調査をし、2016年の調査では、約90世帯のごみ袋から合わせて3日分の食品が手つかずで出てきたそうです。また、食品ロスを削減することによって、ごみの廃棄の過程で気候変動や地球温暖化の大きな原因となっている不要な温室効果ガスの排出の抑制をすることができます。このことは近年頻発している自然災害の発生を抑えることにつながります。コロナウイルスの影響で全国的にフードバンクの需要が増え、国ではNPO法人等に運営資金の支援をしていただくことになりました。1つ目の御答弁でほとんど私が御要望していただいたことはやっただくような御答弁を頂きましたので、2点目に移らせていただきます。

NPO法人ですね、報徳食品支援センターの方からお話を伺いましたが、ネットからフードバンクのことを調べて電話をかけてきた母子家庭の方がいたそうです。食品の受け取りに障がいのあるお子さんを自転車に乗せて来られたそうです。とても必死だったと思います。しかし、ネットが使えない方の対応には自治体の協力が必要だとおっしゃっていました。

そこで伺います。今の御答弁に、毎年1日に発行される町広報紙に載せるという御答弁ありましたけれども、本町のネットが使えない方に紙媒体での周知の方法として、既にまつだ広報の号外が、1号が発行されていますが、これからまたコロナの第2次補正予算とか、国から出てますので、コロナの関係の広報が出ると思いますが、そこにフードバンクのお知らせを掲載して町全体で共有していくことが大事かなと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

福 祉 課 長 それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。フードバンク事業、生活困窮者の方に対して食品を提供させていただくという事業でございますので、大変今回のコロナウイルスを受けて生活困窮者が今後も発生していくというふうな想定はございますので、今後、紙媒体ですね、インターネ

ットを使えない方にも情報を届けていくという意味では、号外等が出た場合にはですね、その紙面をお借りしまして、町を取組、社協を取組、またNPO法人を取組なども併せて紹介をさせていただきたいと思います。以上でございます。

7 番 南 雲 町民の方に知っていただくことによって、行政でも分からない情報も拾えるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

コロナウイルスの影響で多岐にわたった支援で大変な中でのこととなりますが、御答弁にもありましたが、フードバンクの本来の目的である、本当に必要とされている方にしっかり食品を届けられるようによろしく願いいたします。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第5号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、質問させていただきます。受付番号第5号、質問議員、第1番唐澤一代。件名、新型コロナウイルスに対する追加の対策案について。

要旨。新型コロナウイルス対策として、町長のお考えを伺います。

(1) 新型コロナウイルス対策を契機に、防災や緊急時対応、男女共同参画による女性の社会進出の増加に伴う産前産後休暇等への対応も期待できる新生活様式の一つとして、職員・議員におけるリモート化が必須と思いますが、これについての見解と御予定は。

(2) 新型コロナ感染者が入院する際にペットが置き去りにされるという現状があり、災害時にも同様なことが起きています。ペットとの共生をテーマに掲げている松田町として、ペット預かりの対応や防災訓練の実施について伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問のリモート化での取組については、本町の働き方の見直しに関する取組状況といたしまして、まず、特定事業主行動計画によるワークライフバランスの実現と、業務の効率化及び事務事業の見直しを行政改革の

中でテレワーク等の取組や考え方、業務のメリットとして、時間と場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を可能とし、勤務時間の短縮化や慢性化する時間外の削減に取り組むこととしております。

事業を進めていく上での課題としては、地方の市町村では、国や県などと違い、職員の業務が多様化し、特に本町においては高齢者が多く、町民への直接対応が基本となり、一般的な来客、電話等窓口対応が重要となっていることなどから、現時点ではテレワークを実施できる部署も限定されてくるところであります。また、個人情報などの流出防止や職員の労働管理、情報セキュリティの確保、導入に伴うコストやリスク、さらには継続的に管理するランニングコストと、費用対効果も含めて整理すべき課題もあります。だからといって、できない、やらないというふうには考えておりません。

今後は、新型コロナウイルス感染症総合対策として、新しい生活様式を踏まえて、町でも新しい働き方の改革に取り組むための一つのツールとして、国や県の動向を注視すると同時に、財源負担やコストの削減を踏まえて、広域連携を視野に、神奈川県町村情報システム組合と連携し、導入に向けての調整及び実現に向けてできることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。いましばらくお時間を頂ければというふうに考えております。

また、議会におけるリモート化につきましてですが、議会の皆様方にて御検討いただき、様々な課題を解消していただいた上で、御要望いただければ、限りある予算の範囲の中での対応となりますが、そのときに検討させていただきたいというふうにも考えております。

次に、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。環境省からの通知によりますと、飼い主が今やるべきことは、ペットについて、日頃より入院など万が一の事態に備え、飼い主御自身が御家族や友人などに御相談をして預かり先を自ら決めておくことと明記してあります。そのようなことから、現在のところ、町の役割といたしましては、町内にもペットの預かりサービスを行っているところもございますが、それでも預かり先が見つけれない場合、飼い主の方から町に御相談があったときには、担当は環境上下水道課となりますが、民間企業での東京近郊を対象にコロナ感染者のペットを無償で預かるサービス

や、現在、県動物愛護センターが預かりに向けた検討をしているところであることから、こうした情報の整理をした上で、預かりに関する相談に対して情報提供をすることとしております。ペットを預けなくてはならなくなった場合には、各個人での対応をお願いすることになりますので、町が主体的に預かるといったことはできないことを御承知いただければと存じます。

次に、防災訓練の実施についてですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態になった例が多数生じました。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方やアレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットのために車上生活を選択し、エコノミー症候群に至ったり、避難した人が自宅にいるペットのために家に戻り2次被害に遭ったり、また、ペットが避難所に入れなかったため、自宅と一緒に命を落とされた方もいらっしゃいます。

こうした状況を踏まえて、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう、平成25年6月に環境省から災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが示されているところでもございます。災害が発生した際、町として同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、これらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災された飼い主への支援という観点からも重要であると考えております。また、これらの活動を行うためには、町だけではなく県獣医師会、県動物愛護推進員、ボランティア団体との連携体制が必要でありますので、今後を含めて連携体制を進めていきます。

また、令和2年4月付で内閣府、消防庁及び厚生労働省から、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について通知されております。これを受け、新たな避難所マニュアルの作成をしているところでもございますが、これに合わせて避難所におけるペットの対応マニュアルも作成しているところでもございます。防災訓練につきましてもマニュアルを基に開催を検討しているところでもございますので、その際には御協力のほど、何とぞよろしくお

願い申し上げます。以上です。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答をありがとうございました。今この状況で災害等が起きたら町民の方々もとても不安が大きいと思いますので、早急な対応を引き続きよろしく願いいたします。

今回の御説明に対しまして理解いたしましたので、再質問を省略させていただきます。ありがとうございました。

議 長 皆さんにお諮りします。4番、続けてできますか。

4 番 平 野 はい。

議 長 それでは、時間の都合で、午後に予定しておりましたが、平野議員の一般質問を続けさせていただきます。

議 長 大丈夫ですか、説明員のほうは。よろしいですか。はい。

それでは、受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 よろしく申し上げます。受付番号第6号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、教育活動の再開に向けて。

要旨。新型コロナによる休校措置が長引きましたが、オンライン学習や分散登校、近隣に先駆けて取り組まれ、子供や保護者から喜びの声を聞いております。また、近隣の子育て世代からは、非常にうらやましがられております。教育の町、松田を印象づけることとなりました。教育関係の皆さんも初めてのことで御苦労されたと思います。このすばらしいチャレンジを短期間の打ち上げ花火で終わることのないよう、今後も活用して、よりよい形を模索していただければと思います。

さて、学校の再開となりましたけれども、給食の再開に向けてはどのような準備をしていらっしゃいますか。また、会計年度任用職員、調理員だけではないと思うんですが、の休業補償はどうなっておりますか。

そして、2つ目、図書館休館中、予約本の対応を可能としていただいて、自粛生活の読書の需要に見合うよい方法だったと思います。ところで、この図書館についてですが、以前からも何回か学校図書館との連携、言及してまいりましたけれども、今回のオンライン学習においても子供の学びに非常に役立つの

ではないかと考えます。まずは、学校と町図書館のホームページをリンクすることからでもいいので、始めてはいかがでしょうか。

3つ目ですけれども、これも既に解除となっておりますが、図書館の再開の見通し、先ほどの行政報告の中でも、今日から再開だというふうにおっしゃっておいりましたけれども、その再開でのいろいろな注意点など、準備はどうなっておりますか。よろしく願いいたします。

教 育 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えいたします。

まず1点目の、給食再開に向けての準備などに関する御質問についてお答えいたします。給食再開に向けての準備についてですが、学校再開後の学校給食を安全かつ安定的に実施するために、各学校の校長、栄養教諭、栄養士及び給食調理員など、給食に携わる方の御理解と御協力を得る必要があります。そのために、これまでに協議を十分行い、現状に応じた調整や対応をまいりました。幼稚園、小・中学校は6月1日から学校を再開し、来週の6月8日から給食を再開いたします。したがって、給食調理員の方には、その準備を含め6月4日から勤務していただくように調整済みでございます。給食活動におきましても新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期する準備を進めております。

次に、給食調理員を含む町費会計年度任用職員の休業補償についてですが、学校関係では、給食調理員のほかに学習支援員、介助員、用務員、学校警備員の方々がいられます。国の緊急事態宣言及び県教育委員会の要請に伴い、この5月31日まで幼稚園、小・中学校を臨時休業としてきました。この間の休業補償につきましては、幼稚園、小・中学校の夏季休業、冬季休業の短縮も考えておりましたので、学校に携わる町費会計年度任用職員の方々には、そこで勤務していただく必要が生じます。現時点では、小・中学校、幼稚園は1学期を7月31日まで延長することとしました。さらに、小・中学校の2学期開始を8月の17日、幼稚園につきましては2学期開始を8月の24日に前倒しをいたします。夏季休業の短縮に伴い、7月、8月の課業日には教育活動、学校給食を行うこととなりますので、給食調理員の方をはじめ学習支援員、介助員、用務員及び学校警備員の方々にも勤務をお願いすることとなります。また、心配される新型コロナウイルスの第2波、第3波の感染状況や今後の授業の進み具合などの

状況によっては冬季休業の短縮の可能性もありますので、そこで勤務をお願いすることもあり得ます。

幼稚園、小・中学校については、学校に携わる町費会計年度任用職員の方々については、年間予算の範囲内で出勤していただくことになっております。4月、5月は休校であったため勤務日数が少ない状況ではありましたが、園、学校の夏季休業期間の短縮により夏季勤務日が増えることとなります。また、園、学校の年間の教育計画の見直しにより他の月での勤務時間の増加もあるので、年間を通しての雇用として町費会計年度任用職員の勤務を休業補償として確保することを考えてきております。

これまで町費会計年度任用職員の方々には、勤務形態などの説明を計4回、教育委員会から各園、学校などに出向いて行うとともに個々の方々にも電話で丁寧な説明を行い、その旨を御理解いただいているところでございます。教育委員会といたしましては、児童・生徒及び園児が安心・安全・快適に園、学校生活を送るためには、教職員だけではなくこういったの方々にも幼稚園、学校を支えていただいていることを認識しており、休業補償につきましても十分考慮しながら進めてきておりますことを御理解くださいますようお願いいたします。

次に、2点目の学校と町図書館の連携についての御質問についてお答えいたします。これまで幼稚園、小・中学校については、団体貸出しという形態により連携を図ってきております。その中で、町図書館をより理解し、利用できるよう案内もしております。今回、学校と町図書館のホームページをリンクしてはどうかという御提案を頂き、ありがとうございます。今後、学校では再開に向けて、新型コロナウイルス感染予防に相当神経を使いながら通常の授業、教育活動の充実を図ることになります。オンライン学習においても、授業や家庭学習への有効活用や、今後の新型コロナウイルス感染状況により、また臨時休業になった場合には、速やかにオンライン学習が進められるような対応も考えておく必要があります。学校と町図書館のホームページをリンクすることも、その狙いや有用性、実用性も考慮しながら、学校及びホームページを管理する町部局、政策推進課とともに検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の図書館の再開の見通しと準備に関する御質問についてお答

えします。5月25日をもって国の緊急事態宣言が解除されたことから、県知事からの協力要請も5月27日をもって解除されることになりました。この決定に伴い町図書館は本日から再開しております。この再開に当たっては5月25日から再開準備を行い、施設の消毒や施設に関わる町職員、図書館スタッフに対して感染予防対策の取組について共通認識を徹底してまいりました。

また、緊急事態宣言解除に伴い、県教育委員会から県立の図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドラインの通知がありました。町といたしましても、このガイドラインを参考に、感染リスクを避けるため、3密の回避を条件として、図書館内の滞在時間をおおむね30分にすることや、対人距離を確保するために椅子を減らすなど、入館者の制限をすることといたしました。さらに、入館者の安全確保のために、張り紙での注意喚起、利用者名簿の記載、検温、マスクの着用、手洗い、指先消毒などを徹底するなど、対策を実施してまいります。状況を鑑みながら段階的に再開とさせていただきますが、町図書館が利用者にとって安全・安心で利用しやすい施設となるよう、今後も環境の充実を図っていくことに努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。以上でございます。

4 番 平 野 回答をどうもありがとうございます。順番に再質問を簡単にさせていただきたいと思います。1つ目、まず会計年度任用職員の休業中の件なんですけれども、先ほどのお答えの中で、これから学校スケジュールが明らかになって、夏や、もしかしたら冬も長期休業を少し短縮して、その分を給食、あるというようなことですので、プラス15日とか20日くらいはプラスされるのかなということ、大体、年間を通すとほぼ同じぐらいになると考えてよろしいのかなと理解していいんですかね。

教 育 課 長 ただいまの質問につきましては、夏季休業中を短縮することによりまして、13日から14日、全体の回数から減る予定になっております。ただ、冬季につきましては、状況を見ながら給食とか授業を冬季期間に行うなど、そういった対応を先ほどの答弁にありましてとおり予定をしております。それが6日間ですので、最多で6日間でございますので、13から6を引きますと、7日から8日程度となる予定でございます。答弁にもありましてとおり、全体を通した中で

の雇用ということで御理解をいただきたいと思います。

4 番 平 野 計算上はそのような感じなのかなと。だから、ふだんの年間のものよりはちょっと少ないかもしれないということで、その辺りも会計年度任用職員の方々には、御理解をもう既に頂いているということですね。本当に4回も説明会をされたということだし、個々にお電話もされているということで心配がないのかなとは思いますが、やはり4月、5月がほとんど出がなかったというふうに、やはり思われますので、中にはね、大丈夫だよという方が大半だったとは思いますが、中には、やっぱり4月、5月ちょっと苦しいなという方がいられたんじゃないかと思うんですが、そういった方は何か御返事、御相談とか受けたりはしたんでしょうか。

教 育 課 長 4回の説明をした中で、1、2回目は制度の説明をしたとともにですね、今後の働き方というか、現状のお考えを電話で聞き取ったところでございます。大半の方が平野議員さんのおっしゃるとおり、扶養の範囲内の中で働きたいということがありました。一方ですね、少数の方は、やはり4、5月が休業となるということで、ほかに何か働くところはないかということで、4月に対しましては、ふだん行わない除草作業や、ふだん隅々までできない給食の設備・機器等の清掃を行う。短期間でございましたが、そういった取り組みをいたしました。また、役場に来庁されたとき、おわかりだと思いますが、検温の作業ということで、教育委員会の業務以外のこともですね、お仕事をいただいた経過がございます。こういったことで、もう少し働きたいという方は、そういった対応をとってまいりました。

4 番 平 野 たしか、国ほうからも3月値だったかな、やっぱりそういった会計年度任用職員の方々の雇用に関して、柔軟にいろいろなところに振り替えるようにというように、たしか通達ですか、これは。総務省の通達ですね。3月5日にもう既に出ています。この3月5日に出たというのも、何か関西のほうでちょっと給食調理員の方々が、かなり要望が強く上がったという地域があったようで、それに対して国も素早くこういった通達を出したようなので、松田のほうでは、今聞いたように、例えば消毒やら掃除やら、それから役場での検温など、いろいろな仕事を割り振ったというようなことでしたので、非常にそれはよかった

のではないかと思います。本当に、ふだん給食調理員の方、こういったときに何というのかな、町から気持ちが離れないように、本当に大事に対応していただければと思います。またちょっとね、括弧書きに、調理員だけではないのではないか、みたいなこともちょっと書いたんですけども、全体の会計年度職員の休業中のことは何か工夫されていきましたか。

参事兼総務課長 ただいまの平野議員の御質問にお答えします。町としては、休業補償についての考え方ですが、労働基準法の第26条では、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないということになっているところですが、しかしながら、不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払い義務が生じないとされているところですが、不可抗力による休業となる場合は、2つの要素が両方とも認められた場合とされており、1つ目は、原因が事業の外部より発生した事故であること。それから、これは例えば、緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した事業運営を困難にすることが要因となっております。2つ目は、事業主が休業回避のため、具体的な努力を最大限尽くしたかとなっております。労働基準監督署に問い合わせたところ、監督署の見解としては、支給しない理由が新型コロナウイルスというもののときは、事業主が休業回避のために具体的な努力としてだけでなく、事業主が休業回避のための具体的な努力として、他の業務を極力与えることとなっております。

もともとですね、任用している業務に関連した業務を探し、ない場合、その他の業務を割り振ることとしていますが、町では対象者に対してですね、代替の業務を依頼し、休業が生じないような努力をしているところですが、各会計年度任用職員について、それで代替があるのでどうですかねということで、問い合わせをしているところですが、それに伴って、そういった代替業務を断った場合については、町としての努力を怠っていないということで、休業補償の対象とはならないと考えておりますので、いろいろな、公園係とかそういったところもございました。そこについては各担当課のほうで、そういった会計年度任用職員に対してですね、こういった代替業務があるので、

あと、やりたいという方については代替業務を与えたところで運営をしているところでございます。

4 番 平 野 そうすると、今のところ松田町での会計年度任用職員で、このコロナの影響で仕事が減った方に関しては、相談がちゃんとできていて、特段、何とこのか、訴えられるとか、何とこのか、困っているというところはないというようなことでよろしいですか。

参事兼総務課長 そのとおりでございます。

4 番 平 野 そのようなので安心しました。本当に、私も知り合いの方なんかも別の業務についてるのを、ちょっと見てたりしましたので、そういうところは非常に柔軟になってるなというところが見えている一方、あ、あの人の顔見なくなっちゃったなという人も何人かいられたので、そういう方に関しては納得をした形だということでもよろしいですね。わかりました。

それでは、2点目なんですけれども、2点目は町図書館のホームページと学校のほうを連携してはどうかというようなことなんですけど、これに関しましても、本来は学校図書館の電算化というのが理想ではないかなと、ずっとそれも前も一般質問で1回言ってると思うんですけれども。この非常禍ですので、そういうこともなかなか進めにくいということで、一番簡単な方法として提案をさせていただきました。お答えも、非常に前向きなお答えいただいたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、小・中学生に対してのケアなんですけれども、新聞などでは大学のほうで休校になって、大学図書館が使えなくなったことで、学生が研究に支障を来しているという記事も出まして、そういうところを見ると、やはり身近な図書館として、町図書館のやれることがまだあるのかなという感じがいたします。特に、松田町図書館は、レファレンスが非常にしっかりしているという、利用者からも声を聞いていますので、ぜひ、そういったところにも、何か配慮が届くようなアピールは必要かなと思うんですが、その辺は何かお考えでしょうか。

教 育 課 長 議員さんの御提案のとおり、確かに大学生に関しましては、そういったことも生じてるというふうに認識しております。これまで、そういった周知とか取

り組みをしてなかったんですが、段階的に開放していく中で、大学生の方も気軽に来てくださいというような周知についても、その中で盛り込んでいって、来てもらうように、なるべく来てもらうように取り組んでいきたいと考えております。

4 番 平 野 これも前向きなお答えだったと思います。本当に、大学の図書館とは本当に冊数もね、ふだんの業務も全然違うというふうに私も認識してはいますが、でも、この緊急事態でできることはあるなという感じがいたします。なので、ここでも何かレファレンスして、取り寄せることはできるよということを、大学生で家にいなきゃいけない方には、ぜひ知ってもらいたいなというところがありました。ぜひよろしく願いいたします。

それから3点目、図書館の再開のめどが立ち、既に今日からね、再開しているということで、県からもガイドラインが来ているというようなお話です。そうした中で、いろいろな予防的措置をとりながら始まったということなのですが。滞在時間がおおむね30分というようなことだったんですが、これも、本を選びながら、迷いながらという、ちょっと短めかなと思いますので、ぜひここは柔軟にお願いしたいなと思います。

それからあとですね、もちろん名簿の記載、それから検温などありますが、検温に関しては、これはどこで検温をするんでしょうか。図書館で検温するんでしょうか。その辺をちょっと確認させてください。

教 育 課 長 検温につきましては、来館前に御家庭でということと考えておりますが、来館した際にですね、検温していないというお申し出がありましたら、スタッフも文化センター事務室におりますので、検温を実施してというふうなことで考えております。（「あと、それから30分のことは。」の声あり）

最初は30分ということで始めさせていただきます。御提案のありましたとおり、最大5冊になりますと選ぶ時間とかかかる。本に興味のある方はいろんな本を借りたいとか、そういったものもございますので、最初は30分から始めさせていただきますが、状況を見ながらですね、時間を延ばしていきたいと思っております。御意見も賜りながら、時間を延ばしていきたいと考えております。

4 番 平 野 ありがとうございます。家で検温をしてくださいということは、なるべく皆

さんが新しい生活様式、図書館関係なくしても、なるべく家で測りましょうというように、ぜひ町のほうでもアピールしていただきたいなと思います。

あとですね、これから図書館、すごく消毒とかに気を遣いながらやっていくんだらうと思うんですが、これは図書館流通センターですね。TRCというところで図書消毒機というね、トリニバーという、こういうものを出しておまして、これ今、何か殺到してるらしいんですね。もう本当に、今、申し込んで1か月かかるんじゃないかなというように、そういう感じはしますけれども、これ本だけではなくて、例えば、図書館にちょっと飾りで置いてるようなぬいぐるみであるとか、そういうものも消毒ができるという、ほこりやウイルス、あとちょっとした臭い、そういったものも消毒ができるという機械が出ておまして、こういったものも、そろそろ備えていくことを考えないといけないのではないかなという気がいたします。これ図書館のためだけではなくて、例えば福祉のコーナーに子供のおもちゃとかも置いてますよね。そういうものも一緒に使えますので、ぜひ御検討をお願いできればなと思います。

教 育 課 長 御提案ありがとうございます。提案のありました図書の消毒機につきましては、やはり図書を担当してる課としましては把握してるところでございます。この機械は、紫外線により除菌し、送風でほこりなどを除去するという機器であるということも承知しております。図書館につきましては、日ごろから衛生的、快適に利用していただけるように努めております。そういった中で、既に消毒機を購入してる事例等を改めて調べ、有効性の確認するとともに、町全体の予算もでございますので、予算の順位などを考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

4 番 平 野 とても前向きなお答えをありがとうございます。ちょっとね、これは予算がかかることですので、また、次年度に向けて町のほうでも、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。要望に代えて終わりにします。

議 長 以上で受付番号第6号、平野由里子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。この後、13時から議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(11時30分)